

当別町建築物エネルギー消費性能に係る適合性判定手数料 一覧表

令和5年4月1日から適用

【建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

○当初申請

申請単位	算定区分	区分	手数料	
非住宅部分	建築物の非住宅部分 (増築及び改築の場合は、当該増築及び改築に係る部分に限る。)の床面積の区分に応じた金額	標準入力法, 主要室入力法 ※1	～300㎡以内	236,000
			300㎡超～	295,000
		モデル建物法 ※1	～300㎡以内	90,000
			300㎡超～	115,000
		エネルギー消費性能の算定対象に該当しないもの	～300㎡以内	10,000
			300㎡超～	17,000

※1 エネルギー消費性能の算定対象に該当しない部分の床面積を除く

○変更認定申請・軽微な変更該当証明書交付

申請単位	算定区分	区分	手数料	
非住宅部分	建築物の非住宅部分 (増築及び改築の場合は、当該増築及び改築に係る部分に限る。)の床面積の区分に応じた金額	標準入力法, 主要室入力法 ※1	～300㎡以内	123,000
			300㎡超～	156,000
		モデル建物法 ※1	～300㎡以内	50,000
			300㎡超～	66,000
		エネルギー消費性能の算定対象に該当しないもの	～300㎡以内	10,000
			300㎡超～	17,000

※1 エネルギー消費性能の算定対象に該当しない部分の床面積を除く